

定 款

(2007年4月10日作成)

(2007年4月10日認証)

(2007年8月1日改定)

(2008年6月27日改定)

(2014年6月27日改定)

(2015年1月8日改定)

(2015年10月1日改定)

(2016年6月29日改定)

(2020年6月25日改定)

(2021年6月25日改定)

株式会社 横河ブリッジ

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社横河ブリッジと称する。

(英文では、Yokogawa Bridge Corp. と表示する。)

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 橋梁、鉄骨、鉄塔、鉄管などの構造物および建築物の設計、製作、建設、診断、補修、工事監理
- (2) 土木工事、建築工事およびプレストレスト・コンクリート構造物建設工事の設計、施工
- (3) 前記各号の事業に関連する定常管理、調査、研究、企画、監理、技術指導およびコンサルティング業務
- (4) 仮設用機材の賃貸および販売
- (5) 建設工事用機器類の設計、製作、賃貸および販売
- (6) 電気工事および電気の供給事業
- (7) 太陽光発電、風力発電設備および関連機器の設計、製造、販売ならびに施工
- (8) コンピュータを利用した情報ネットワークによる情報処理および情報提供業務ならびにソフトウェアの開発および販売
- (9) 特許権等知的財産権の取得、開発および販売
- (10) 情報処理機器の製造、賃貸および販売
- (11) 生産の自動化に関する企画、設計ならびに自動化用設備の製造、設置、賃貸および販売
- (12) 精密・計測機器、装置とそれらに関する部品の設計、製造、販売
- (13) 災害予知、監視ならびに構造物の形状管理に関するコンピュータシステムの開発、設置、賃貸および販売
- (14) 廃棄物処理施設の設計、施工および保守
- (15) 一般廃棄物および産業廃棄物等の処理業ならびにリサイクル業
- (16) 不動産の売買、賃貸および仲介ならびに管理、運営
- (17) 労働者派遣事業
- (18) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (19) 警備業
- (20) 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を千葉県船橋市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、30,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当を受ける権利等の決定)

第 7 条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）および新株予約権を引き受ける者の株主割当ての募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当を受ける権利を与える旨およびその申込の期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株式の取扱)

第 8 条 株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定めるところによる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集権者および議長)

第 9 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(定時株主総会の基準日)

第 10 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(決議の方法)

第 11 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第12条 当会社には、取締役16名以内を置く。

(選 任)

第13条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第14条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第15条 取締役会の決議によって、取締役の中から、当会社を代表する取締役を選定する。

(執行役員)

第16条 取締役会の決議によって、執行役員を選任することができる。

2. 執行役員に関する事項は、取締役会の決議によって定める執行役員規定による。

(取締役会)

第17条 当会社には、取締役会を置く。

(招集権者および議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

2. 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第20条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(員 数)

第22条 当会社には、監査役4名以内を置く。

(選 任)

第23条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第25条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人)

第26条 当会社には、会計監査人を置く。

(選任および任期)

第27条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第28条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の過半数の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第30条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息を付けない。